

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・台東区は「地方税に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、『電子情報処理委託に係る標準特記仕様書』および『電算処理の特定個人情報取扱業務委託契約特記事項』を作成し個人情報保護の対策を講じている。
- ・税務事務の一部を外部委託しているが、財団法人日本情報処理開発協会の『プライバシーマーク制度』または、『情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度』の認定事業所であることを定め、個人情報の社内規定等を提出させることにより、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証やID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末データの持ち出しを制限するなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

東京都台東区長

## 公表日

平成30年3月29日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容	<p>台東区における地方税に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「特別区民税、都民税賦課関連事務」、「軽自動車税賦課関連事務」、「収納関連事務」、「滞納整理関連事務」に分かれ事務を行っている。</p> <p>1. 特別区民税、都民税賦課関連事務</p> <p>地方税法に基づき、その年の1月1日において区内に住所のある者、または区内に住所はないが区内に事務所・事業所・家屋敷がある者について、前年の所得に対して賦課を行う地方税（以下「特別区民税・都民税」という。）に関する以下の事務である。</p> <p>○課税資料の入手 確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別区民税・都民税申告書等の課税資料を区役所窓口申告、郵送、電子申告等で入手する。</p> <p>○課税資料の入力 入手した課税資料を基に収入、所得情報、控除情報等を税務システムに登録する。</p> <p>○課税資料の名寄せ 課税資料に記載された個人番号を基に、住民基本台帳と照合、または住民基本台帳ネットワークに照会し本人特定を実施、複数資料の名寄せを行う。</p> <p>○課税資料の回送及び調査、他機関への提供 本区に課税する根拠がないと判断された場合は課税すべき自治体へ課税資料の回送を行う。 本区にて住民登録外課税を行う場合は地方税法294条第3項の規定により住民登録自治体へ通知する。 また、本区外に住所を有する被扶養者等についても所得情報等の照会及び回答を行う。</p> <p>○税額の通知 課税資料の入力を行った内容に基づく税額等の情報を納税義務者へ通知する。</p> <p>○減免の審査・処理 生活保護受給や災害による減免申請の受付、審査、審査結果反映、反映後の税額等情報の通知を行う。</p> <p>○特別区民税・都民税情報の提供・移転 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）並びに番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づき制定した東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、特別区民税・都民税等情報の提供・移転を行う。</p> <p>○各種証明書（課税・非課税・納税）等の発行 本人もしくは代理人（要委任状）の申請に基づき証明書の発行を行う。</p> <p>2. 軽自動車税賦課関連事務 地方税法に基づき4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税を行う。</p> <p>○登録、名義変更 ・台東区ナンバー 住民等から軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システムに入力し、標識（ナンバープレート）、標識交付証明書を交付する。他自治体からの転入、譲受の場合は旧の自治体に課税物件異動通知書を送付する。</p> <p>・足立ナンバー 住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて、軽自動車税申告書（報告書）の提出を受け、税務システムに入力する。</p> <p>○廃車 ・台東区ナンバー 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識（ナンバープレート）の提出を受け、税務システムに入力し、廃車申告受付書を交付する。</p>

・足立ナンバー  
住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて、軽自動車税申告書(報告書)、転出車両情報リストの提出を受け、税務システムに入力する。

○軽自動車税の賦課決定、通知  
賦課決定した課税データを印刷・印字業者へ提供し、通知書の作成を委託する。納税義務者に対し納税通知書を送付する。

○軽自動車税の減免  
住民等から減免申請書の提出を受け、税務システムに入力し、減免可否決定通知書を送付する。

3. 収納関連事務

○収納管理  
地方税法に基づき賦課・更正された特別区民税・都民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。  
・賦課情報の入手  
特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・更正情報を各システムから入手する。  
・収納(納付(納入)済通知書)情報の登録  
指定金融機関が取りまとめた住民等が納付、納入した情報を、指定金融機関へデータ化を委託し、データ化したファイルを税務システムに一括登録する。

○口座振替情報登録  
住民から申請された口座振替に関する情報の登録・変更・取消情報を管理する。

○過誤納金  
過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を印刷し、住民等に通知する。  
住民等から取得した還付請求書の情報を税務システムに登録し、指定された口座に振り込みを行う。

○督促  
地方税法に基づき、納期限までに完納しなかった対象者を抽出し、督促状を印刷する。  
印刷した督促状を封入封緘委託事業者に提供し、封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。

4. 滞納整理関連事務  
地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等の滞納整理を行う。

○宛名・賦課・収納管理情報の入手  
庁内連携システムから連携した特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納・還付情報等を滞納管理システムから入手する。

○催告  
滞納者の未納額等の情報を抽出し、催告書を印字、発送する。また、電話による催告を行う。

○納税相談  
滞納者と納税相談を行い、分割納付や納税猶予を行う。

○各種調査  
地方税法、国税徴収法に基づき、滞納者について官公署や金融機関等へ財産調査を行う。

○滞納処分  
地方税法、国税徴収法に基づき、滞納者について差押・交付要求等を行い、換価・充当する。  
また、滞納処分の執行停止処理と、不納欠損処理を行う。  
滞納処分情報は滞納管理システムに登録し管理する。

③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
-------	------------------	--	-------------------------------------

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	特別区民税・都民税課税支援システム								
②システムの機能	① 国税連携システム対応機能 国税連携(e-Tax,KSK)データ処理対応。KSK2表へのOCR処理対応。XTXの直接取込対応。 電子申告(eLTax)データ処理対応。 ② 申告書イメージ化機能 電子データの擬似イメージ一括生成対応(確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書)。 ③ 給与支払報告書等取り込み機能 給与支払報告書・年金データ(FD、MT、OCRスキャンデータ)の一括取込対応。								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ ] その他 ( )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									

### システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	① 団体内統合宛名番号採番機能:業務システムからの要求に応じて団体内統合宛名番号を採番し、業務システム及び中間サーバーに返却する。 ② 番号管理情報更新機能:住民情報、住登外情報が更新された際に、団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号(各業務システム)のひも付け情報を更新する。 ③ 中間サーバー連携機能:中間サーバー、または中間サーバー接続端末からの要求に応じて、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を返却する。 ④ 団体内宛名番号の変更機能(名寄せ機能):個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の団体内統合宛名番号の変更を行う。 ⑤ 住民情報参照、住登外情報登録・参照機能:住民情報、住登外情報の参照及び住登外情報の登録を行う。								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )									



システム5	
①システムの名称	eLTAX審査システム
②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行うシステム。</p> <p>○給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 特別徴収義務者や公的年金等支払者がeLTAXを使用して提出した給与支払報告書や公的年金等支払報告書のデータをダウンロードする。</p> <p>○特別徴収税額通知データの送信機能 eLTAXにより給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対して、特別徴収に係る税額決定通知書を送信する。</p> <p>○申告データ審査・照会機能 特別徴収義務者や公的年金等支払者から提出のあった給与支払報告書や公的年金等支払報告書の審査、照会を行う。</p> <p>○申請・届出データ審査・照会機能 eLTAXの使用申請の審査、照会を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 （ 接続なし ）</p>
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)の管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うシステム。</p> <p>○確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 インターネットを使用して確定申告したデータ(e-TAXデータ)や紙で提出した確定申告書をデータ化したもの(KSKデータ)をダウンロードする。</p> <p>○確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 紙により提出した確定申告書のイメージデータをダウンロードする。</p> <p>○確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 確定申告データを検索、印刷等する。</p> <p>○団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する機能及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 （ 接続なし ）</p>



3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル (2) 軽自動車税賦課情報ファイル (3) 収納情報ファイル (4) 滞納整理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1 項番16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<b>【情報提供の根拠】</b> 番号法第19条第7号及び別表第2 項番1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85 の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,119  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3  <b>【情報照会の根拠】</b> 番号法第19条第7号及び別表第2 項番27  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 税務課、区民部 収納課
②所属長	税務課長 吉田 美生、収納課長 曲山 裕通
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	特別区民税・都民税において適正かつ公平な課税を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するため。</li> <li>・連絡先:本人への連絡などに使用するため。</li> <li>・国税関係情報:対象の確定申告書に係る情報に基づき、特別区民税・都民税額の算出、減免等を行うため。</li> <li>・地方税関係情報:公平かつ適正な課税を行うため。また対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するため。</li> <li>・障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、特別区民税・都民税の非課税判定を行うため。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:特別区民税・都民税の非課税判定及び減免判定を行うため。</li> <li>・年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民サービス課・保護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 情報共有ネットワークシステムを利用する機関、国税庁、日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報共有ネットワークシステムを利用する機関、他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	各種申告書の受付、本人確認、個人住民税の適正かつ公平な課税を行う。								
④使用の主体	使用部署	税務課・区民事務所・分室・地区センター							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>① 各種申告書等の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区民税・都民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の国税関係情報、地方税関係情報から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。</li> <li>・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。</li> <li>・障害者関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。</li> </ul> <p>② 各種申告情報等に基づく特別区民税・都民税の賦課、通知に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記で収集した各所情報に基づき、住民等に対する特別区民税・都民税賦課額を決定する。</li> <li>・決定した特別区民税・都民税賦課額情報を元に税額決定通知書を送付する。</li> </ul>								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票関係情報と国税関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記①】</li> <li>・住民票関係情報と国税関係情報、地方税関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記①】</li> <li>・本人から申告された扶養控除情報等と他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する【上記①、②】</li> <li>・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記②】</li> </ul>								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
委託事項1	システム保守委託	
①委託内容	システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、委託先はあらかじめ以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。 ・再委託の理由 ・再委託先の選定理由 ・再委託先に対する業務の管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 ・その他、委託者が指定する事項
	⑥再委託事項	システム保守
委託事項2	当初課税資料データファイルの作成委託	
①委託内容	課税資料をパンチし、データファイルを作成する。	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	システムズ・デザイン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 57 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先
①法令上の根拠	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務に記載
②提供先における用途	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務に記載
③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2で規定された地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別区民税・都民税の課税権を本区が有する者と被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号 地方税法第317条
②提供先における用途	国税に関する事務
③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号 地方税法第317条の2 地方税法第45条の2
②提供先における用途	税額資料の回送及び調査
③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	他自治体に課税権があることが判明した都度
<b>提供先4</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税法第294条第3項の規定による通知
③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	発生した都度

<b>提供先5</b>	給与支払者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第2項
②提供先における用途	特別徴収税額の徴収
③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	5月及び徴収方法又は特別徴収税額に変更があった都度
<b>提供先6</b>	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5、同法第321条の7の7
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収税額の徴収
③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	7月及び特別徴収対象年金所得者に該当しなくなった都度

提供先7	東京都台東区教育委員会								
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例								
②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務								
③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 電子メール</td> <td style="border: none;">[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;">[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙	[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線								
[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙								
[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )									
⑦時期・頻度	照会を受けた都度								

<b>移転先1</b>	子育て・若者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法による費用の徴収に関する事務</li> <li>・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務</li> <li>・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務</li> <li>・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務</li> </ul>
③移転する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 35%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>移転先2</b>	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務</li> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</li> </ul>
③移転する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 35%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>移転先3</b>	保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>移転先4</b>	住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	・公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務
③移転する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



<b>移転先7</b>	福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	毎年一回
<b>移転先8</b>	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	・介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



## (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第7号 別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号 別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第7号 別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
20	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第7号 別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第7号 別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第7号 別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の85の2項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
38	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第7号 別表第2の92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第7号 別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第7号 別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号 別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号 別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2の119項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本区内に主たる定置場を有する軽自動車等の納税義務者(所有者)
その必要性	地方税法に基づく軽自動車税の賦課徴収を行うため
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 納税者に対する通知書等の送付先情報として使用するため。</li> <li>・障害者福祉、生活保護・社会福祉関係情報: 軽自動車税の減免を行うため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部 税務課



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システム保守委託	
①委託内容	システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>やむを得ず再委託する必要があるときは、委託先はあらかじめ以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の理由</li> <li>・再委託先の選定理由</li> <li>・再委託先に対する業務の管理方法</li> <li>・再委託先の名称、代表者及び所在地</li> <li>・再委託する業務の内容</li> <li>・再委託する業務に含まれる情報の種類</li> <li>・再委託先のセキュリティ管理体制</li> <li>・その他、委託者が指定する事項</li> </ul>
	⑥再委託事項	システム保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [○] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種申告書等の紙ファイルは事務室内の鍵付キャビネット、施錠可能な書庫に保管する。(保存期間経過後は溶解処理)</li> <li>・パスワード及び生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</li> <li>・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。</li> </ul>
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	特別区民税・都民税賦課情報により課税された者。 軽自動車税賦課情報により課税された者。
その必要性	・特別区民税・都民税及び軽自動車税の収納状況を管理するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座関連情報、標識番号など )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号及びその他識別情報 ・個人を正確に特定するため。</li> <li>○4情報及びその他住民票関係情報 ・督促状、還付通知等の送付先を確認するため。</li> <li>○連絡先(電話番号等) ・納税義務者への連絡などに使用するため。</li> <li>○地方税関係情報 ・特別区民税・都民税及び軽自動車税の収納状況を管理するため。</li> <li>○その他 ・口座振替情報及び標識番号を管理するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	区民部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区民部収納課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）	
③使用目的 ※	・収納情報を適切に管理するため。	
④使用の主体	使用部署	区民部税務課、収納課、区民事務所及び分室、戸籍住民サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	○収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納しない納税者に対して督促状を発送する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 ○還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付及び充当の処理を行い、通知書を作成し発送する。 ○納税証明書 ・交付申請があったものについて、収納状況を確認の上、交付する。	
情報の突合	・本人特定のため、内部番号を使用し、特別区民税・都民税賦課情報ファイル及び軽自動車税賦課情報ファイルの氏名、住所等と突合する。 ・本人または代理人の申請内容と本区で登録されている氏名、住所、生年月日で検索し突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システム保守委託	
①委託内容	システム保守作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>やむを得ず再委託する必要がある時は、委託先はあらかじめ以下の内容を記載した書面を本区に提出することにより、再委託を許諾する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の理由</li> <li>・再委託先の選定理由</li> <li>・再委託先に対する業務の管理方法</li> <li>・再委託先の名称、代表者及び所在地</li> <li>・再委託する業務の内容</li> <li>・再委託する業務に含まれる情報の種類</li> <li>・再委託先のセキュリティ管理体制</li> <li>・その他、委託先が指定する事項</li> </ul>
	⑥再委託事項	システム保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ O ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワード及び生体認証により入室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</li> <li>・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。</li> <li>・課税資料等の紙媒体については、施錠可能な書庫に保管する。</li> </ul>
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税承継人、納税管理人
その必要性	特別区民税・都民税及び軽自動車税の適正な滞納整理実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報: 対象者への連絡をするため、及び対象者の実態を把握するため。</li> <li>・連絡先: 対象者への連絡をするため。</li> <li>・地方税関係情報: 対象者の実態を把握するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民サービス課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	特別区民税・都民税、軽自動車税の適正な滞納管理を行う。	
④使用の主体	使用部署	収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の管理 対象者個人の特定に必要な情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報の管理 世帯単位での滞納把握に必要な情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 課税収納情報の管理 調定額、収納額および滞納額と延滞金等の管理に必要な情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 交渉経過情報の管理 対象者との交渉内容情報管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 処分情報の管理 財産、行政処分情報の管理を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 分納情報の管理 分納誓約情報の管理を行う。
	情報の突合	賦課・収納情報と突合して滞納有無の確認を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件
<b>委託事項1</b> システム保守委託	
①委託内容 システムの保守作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 北日本コンピューターサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項2</b> 滞納管理システム入力等業務委託	
①委託内容 滞納者の実態調査及び財産調査等の回答に係る事務補助	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社アイヴィジット	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>委託事項3</b> 電話催告業務委託	
①委託内容 滞納者等に対する電話による自主的納付の勧奨に関する業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社アイヴィジット	
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [○] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワード及び生体認証により入室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</li> <li>・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。</li> <li>・紙媒体については、施錠可能な書庫に保管する。</li> </ul>
7. 備考	



株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株式上場課税額、348.所得税株式上場課税額、349.肉牛軽減課税額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、352.市町村肉牛軽減所得割額、353.都道府県肉牛軽減所得割額、354.株式上場所得税額、355.肉牛軽減所得税額、356.株式含む合計所得金額、357.先物取引損失額、358.当年先物取引損失額、359.前々先物取引損失額、360.前々先物取引損失額、361.配当割控除額、362.株式譲渡割控除額、363.市町村定率控除後所得割額、364.都道府県定率控除後所得割額、365.控除超過額、366.居住用特定譲渡所得額、367.居住用特定損失額、368.市町村株式譲渡配当割控除額、369.都道府県株式譲渡配当割控除額、370.市町村65歳以上の特例控除額、371.都道府県65歳以上の特例控除額、372.市町村調整控除額、373.都道府県調整控除額、374.市町村控除不足額、375.都道府県控除不足額、376.市町村内充当額、377.都道府県内充当額、378.市町村外充当額、379.都道府県外充当額、380.標準税率市町村総所得、381.標準税率市町村山林、382.標準税率市町村退職、383.標準税率市町村算出所得割、384.標準税率市町村調整額、385.標準税率定率控除前市町村所得割、386.標準税率定率控除後市町村所得割額、387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388.標準税率市町村所得割、389.標準税率市町村所得割端数切捨、390.標準税率市町村均等割、391.標準税率都道府県総所得、392.標準税率都道府県山林、393.標準税率都道府県退職、394.標準税率都道府県算出所得割、395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収データ内連番、448.徴収データ内サブ連番、449.事業所個人番号、450.履歴判定、451.決議年月日、452.住民税受給者番号、453.普徴事業所番号、454.住民税異動区分コード、455.住民税異動事由コード1、456.住民税異動事由コード2、457.異動年月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、460.併徴普徴変更期、461.併徴普徴徴収済期、462.随時処理フラグ、463.差引課税額、464.既課税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度01、467.納期限01、468.期別07月02期税額、469.賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期別09月04期税額、475.賦課年度04、476.納期限04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦課年度06、482.納期限06、483.期別12月07期税額、484.賦課年度07、485.納期限07、486.期別01月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、489.期別02月09期税額、490.賦課年度09、491.納期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、496.賦課年度11、497.納期限11、498.期別05月12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期限13、504.期別14期税額、505.賦課年度14、506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511.賦課年度16、512.納期限16、513.期別17期税額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、519.退避用履歴判定、520.収納過年度更正フラグ、521.充当額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別12月07期充当、530.期別01月08期充当、531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期充当、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税メモ01、569.住民税メモ02、570.住民税メモ03、571.住民税メモ04、572.住民税メモ05、573.住民税メモ06、574.住民税メモ07、575.住民税メモ08、576.住民税メモ09、577.住民税メモ10、578.住民税メモ11、579.住民税メモ12、580.住民税メモ13、581.住民税メモ14、582.住民税メモ15、583.メモ注意フラグ、584.海外出張開始年月日、585.海外出張終了年月日、586.市内家族個人番号、587.市内家族メモ氏名カナ、588.市内家族メモ氏名漢字、589.申告書送付有無コード、590.申告書適用年月日、591.申告書送付理由コード、592.申告書送付メモ、593.指定徴収区分、594.徴収事業所番号、595.住登外仮登録フラグ、596.原票番号、597.課税294条該当コード、598.生保該当フラグ、599.証明書発行停止フラグ、600.294条通知発送有無フラグ、601.294条通知自治体コード、602.294条通知自治体名称、603.株式譲渡一般分所得額、604.寄附金控除特例分、605.市町村申告特例控除額、606.都道府県申告特例控除額、607.繰越損失特定中小株式損失分、608.1年繰越損失特定中小株式損失、609.2年繰越損失特定中小株式損失、610.3年繰越損失特定中小株式損失

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**(2) 軽自動車税賦課ファイル**

1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.税目コード、15.課税対象年度、16.通知書番号、17.履歴番号、18.サブ履歴番号、19.初期登録業務日時、20.更新業務日時、21.更新システム日時、22.更新コンピュータ名、23.更新ユーザID、24.有効フラグ、25.決裁状態、26.旧自治体コード、27.義務者個人番号、28.車両登録キー、29.標識番号漢字、30.標識番号車種、31.標識番号分類、32.標識番号カナ、33.標識番号番号、34.車台番号、35.課税コード、36.年税額、37.減免税額、38.賦課税額、39.納期1、40.課税年度1、41.納期限1、42.差引税額1、43.納期2、44.課税年度2、45.納期限2、46.差引税額2、47.納期3、48.課税年度3、49.納期限3、50.差引税額3、51.更正年月日、52.更正事由コード、53.車両履歴番号、54.処理番号、55.更正番号、56.決議番号、57.初度検査年月、58.燃料の種類コード、59.経過年数、60.税率判定区分、61.車両サブ履歴番号、62.減免対象年度、63.減免種別コード、64.減免申請理由、65.減免対象者個人番号、66.減免対象者世帯番号、67.減免対象者入力住所、68.減免対象者方書、69.減免対象者氏名カナ、70.減免対象者氏名漢字、71.減免対象者生年月日、72.減免対象者電話番号、73.障害名程度、74.手帳番号、75.手帳証明書名称、76.手帳交付日、77.運転者個人番号、78.運転者世帯番号、79.運転者続柄、80.運転者入力住所、81.運転者方書、82.運転者氏名カナ、83.運転者氏名漢字、84.運転者生年月日、85.運転者電話番号、86.免許証番号、87.免許証有効期限、88.免許証種類、89.免許証条件等、90.税率特例、91.軽自動車用途、92.自家用事業用別、93.H27燃費基準達成車情報コード、94.H32燃費基準達成車情報コード、95.重課判定情報、96.軽課判定情報

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (3) 収納情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.編集済氏名カナ、4.編集済氏名漢字、5.宛名郵便番号、6.宛名住所コード、7.宛名住所、8.宛名地番、9.宛名方書カナ、10.宛名方書漢字、11.生年月日、12.性別区分、13.編集電話番号、14.収納キー1、15.収納キー2、16.履歴番号、17.初期登録業務日時、18.更新業務日時、19.更新システム日時、20.更新コンピュータ名、21.更新ユーザID、22.有効フラグ、23.決裁状態、24.旧自治体コード、25.賦課年度、26.税目コード、27.対象年度、28.通知書番号、29.期別コード、30.事業年度開始年月日、31.事業年度終了年月日、32.申告区分コード、33.連番、34.期割区分、35.調定年度、36.会計年度、37.前納報奨金、38.車両登録キー、39.車検区分コード、40.減免コード、41.期別調定額、42.期別収納額、43.延滞金調定額、44.延滞金収納額、45.督促料調定額、46.督促料収納額、47.納期限、48.繰上前納期限、49.納期変更フラグ、50.収納年月日、51.領収年月日、52.繰越時調定額、53.繰越時収納額、54.繰越調定額、55.繰越年月日、56.不納欠損額、57.表示用税目コード、58.表示用期月、59.随期フラグ、60.更正回数、61.収納回数、62.還付回数、63.充当回数、64.口振不能回数、65.納通返戻設定カウンタ、66.納通返戻設定年月日、67.督促返戻設定カウンタ、68.督促返戻設定年月日、69.納通発送年月日、70.督促発行年月日、71.更正年月日、72.国税更正年月日、73.更正届出年月日、74.更正請求年月日、75.更正通知年月日、76.過誤納金発生事由コード、77.法定納期限等、78.法定納期限、79.業務固有キー、80.漢字業務固有キー、81.申告年月日、82.調定年月日、83.延長月数、84.重加算対象税額、85.納税計画状態コード、86.納税計画カウンタ、87.執行停止カウンタ、88.不納欠損カウンタ、89.差押カウンタ、90.参加差押カウンタ、91.交付要求カウンタ、92.繰上徴収カウンタ、93.その他処分カウンタ、94.徴収猶予カウンタ、95.換価猶予カウンタ、96.滞納整理組合カウンタ、97.納税承継カウンタ、98.督促停止カウンタ、99.催告停止カウンタ、100.納通公示カウンタ、101.督促公示カウンタ、102.電話催告停止カウンタ、103.時効中断年月日

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (4) 滞納整理情報ファイル

#### ○個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号(マイナンバー)、居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

#### ○家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

#### ○課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

#### ○交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、担当者、部署

#### ○処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、差押氏名、差押住所、法令

#### ○分納情報ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 本区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、区民、企業、国税庁、日本年金機構等から予め定められた方法に基づき入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査する。</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 本区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 区民、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する課税対象者情報は、予め定められたインタフェース仕様、帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○リスク一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で入手が行われるリスク</li> <li>・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</li> <li>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</li> </ul> <p>○リスクに対する措置一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 各届出受領の際に必ず個人番号カード等の身分証明書による本人確認が実施されており、不適切な方法での入手は行わない。</li> <li>・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、申告受付の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</li> <li>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。 郵送の場合は、担当部署の所在地及びあて先を印字した専用封筒を使用するよう促す。</li> </ul>	

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>○宛名システム等における措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。</li> </ul> <p>○事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する。(個人番号を物理的に表示しない)また、税務システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。</li> <li>・税務システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。</li> <li>・税務システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないよう適切なアクセス制御を実施する。</li> </ul>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
-------------	---

#### リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[    行っている    ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 行っている            2) 行っていない</p>
----------	---

具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人一人が静脈認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。</li> <li>・システムが利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。</li> </ul>
----------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
-------------	---

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○リスク一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者が事務外で使用するリスク</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</li> </ul>
○リスクに対する措置一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者が事務外で使用するリスクに対する措置</li> <li>1.業務目的以外にファイルを利用してはならないことを研修により指導する。</li> <li>2.情報参照履歴を管理し、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を防止する。</li> <li>3.特定個人情報などのシステム上管理している情報はサーバー一括管理とし、各クライアント端末には情報を保管しない仕組みにする。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置</li> <li>1.ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導する。</li> <li>2.作業上、止むを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、事前に申請を行い情報管理部門の承認を得るものとする。</li> </ul>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の事項を遵守するよう規定している。</p> <p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえで搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰ ⑯に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を台東区に提出し、台東区の承諾を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに一切の責任を負う。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt; 台東区における措置 &gt;                  ①特定個人情報の提供は、原則、各業務システム間の自動連携に限定しているため、職員が不正な提供を行うことを防止している。                  ②各業務システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。                  &lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;                  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。                  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]            &lt; 選択肢 &gt;                  1) 特に力を入れている            2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;                  ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。                  &lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;                  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。                  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。                  ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。                  ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
10. その他のリスク対策	
—	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は住民基本台帳システムにて入力した情報を、庁内連携システム経由で取得する方法に限定されている。</li> <li>・全国軽自動車協会連合会を経由して送付される情報に対しては基本4情報を確認している。</li> <li>・情報を入手するための帳票は地方税法等法令により定められた帳票様式を使用している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宛名システム等における措置の内容</li> <li>・個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。</li> <li>○事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</li> <li>・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する。(個人番号を物理的に表示しない)また、税務システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。</li> <li>・税務システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。</li> <li>・税務システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないよう適切なアクセス制御を実施する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証及び指静脈による認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。</li> <li>・業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者が権限を変更または削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の事項を遵守するよう規定している。</p> <p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰ ⑯に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない              4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を台東区に提出し、台東区の承諾を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに一切の責任を負う。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 台東区における措置 &gt;</p> <p>①庁内連携システムを介した情報照会による特定個人情報の入手は、各業務システム-庁内連携システム間の自動連携に限定しているため、職員が目的外の入手を行うことはない。</p> <p>②各業務システム-庁内連携システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 台東区における措置 &gt;</p> <p>①特定個人情報の提供は、原則、各業務システム間の自動連携に限定しているため、職員が不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>②各業務システム間の自動連携では接続システムの認証やシステム毎に異なる通信規則の定義を行い、接続を承認されているシステムのみが接続可能となっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
10. その他のリスク対策	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、【(1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル】及び【(2)軽自動車税賦課情報ファイル】に登録されている課税情報から自動作成されるものであり、対象者以外の情報を入手することは出来ない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務主管課がシステムを参照する場合、個人番号を非表示とする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員一人一人が生体認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・業務の担当者が異動した場合は、情報システム課の担当者が権限を変更または削除する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の事項を遵守するように規定している。</p> <p>①契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>②特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預り証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記載された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告をし、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰⑱に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・委託先は、再委託先名、再委託内容及び再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等を記載した書面を台東区に提出し、台東区の承諾を受けなければならない。</p> <p>・情報の保管お及び管理等に関する特記事項については、委託先と同様に、再委託先においても遵守するものとし、委託先は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。
10. その他のリスク対策	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(4) 滞納整理情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	基盤システムからの宛名情報、賦課・収納情報の入手は、予め定められた使用に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	職員の操作権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]      <選択肢> 1) 行っている                            2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用は、必要となる職員等IDについて操作権限を割り当て、IDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><b>【その他のリスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスク</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</li> </ul> <p><b>【その他のリスクに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスク</li> <li>1.業務目的以外にファイルを使用してはならないことを研修により指導する。</li> <li>2.情報参照履歴を管理し、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を防止する。</li> <li>3.特定個人情報などのシステム上管理している情報はサーバー一括管理とし、各クライアント端末には情報を保管しない仕組みにする。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置</li> <li>1.ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導する。</li> <li>2.作業上、止むを得ず特定個人情報を持ち出さなければならない事態が生じたときは、事前に申請を行い情報管理部門の承認を得るものとする。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報及び機密情報の取扱いについて、以下の事項を遵守するよう規定している。</p> <p>① 契約の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。</p> <p>② 特定個人情報保護管理に関する社内規定を委託者に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。</p> <p>③ 従業者に対して特定個人情報保護に関する監督・教育を行わなければならない。</p> <p>④ 電算処理施設、処理日程及び特定個人情報の取扱者を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。</p> <p>⑥ 特定個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p> <p>⑦ 特定個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。委託者の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該特定個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。</p> <p>⑧ 特定個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、委託者が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を委託者に提出しなければならない。</p> <p>⑨ 特定個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。</p> <p>⑩ 特定個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。</p> <p>⑪ 契約による業務を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する特定個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。</p> <p>⑫ 特定個人情報を搬送する必要がある場合は、記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じたうえ搬送しなければならない。</p> <p>⑬ 特定個人情報をこの契約によって定める場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>⑭ 特定個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して契約内容の遵守状況等の必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。</p> <p>⑮ 事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p> <p>⑯ 業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議するものとする。</p> <p>⑰ ⑯に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<台東区における措置> 事務やシステムの運用について、評価書の項目から自己点検チェック表を作成し、定期的に職員による自己点検を実施する。
10. その他のリスク対策	
—	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
②請求方法	台東区役所区政情報コーナーにおいて、本人又は代理人が請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	台東区 区民部税務課・収納課 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1102
②対応方法	電話・手紙での受付を行う。情報漏えい等の重要な事項については受付票に記録し、関係部署に報告を行う。また、速やかに事実確認を行い対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○特別区民税・都民税情報の提供・移転 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)並びに番号法第9条第2項及び第19条第7項に基づき制定した東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、特別区民税・都民税等情報の提供・移転を行う。	○特別区民税・都民税情報の提供・移転 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)並びに番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づき制定した東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、特別区民税・都民税等情報の提供・移転を行う。	事後	重要な変更にあたらない (誤記修正)
平成30年1月9日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1の16の項) 第2項 第3項 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等	番号法第9条第1項(別表第1 項番16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等	事後	重要な変更にあたらない (主務省令の追記等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第7号及び別表第2            ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項            (主務省令に市町村民税を含む項)            1,2,3,4,6,8,11,16,18,26,27,28,31,37,42,54,57,63,64,65,66,67,74,80,87,94,97,102,103,107,108,113,114の項            (制定された主務省令に地方税関係情報が含まれない項)9,23,61,62,70,92,106の項            (主務省令が未制定の項)            29,34,35,39,40,48,58,59,71,84,91,101,115,116,117,120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(第2号)、第2条(第4～6、8～12号)、第3条(第4、5、7、9～12号)、第4条(第2号)、第6条(第3～6、8～11号)、第7条(第1、2号)、第10条(第1号)、第12条(第3、5号)、第13条(第1、2号)、第19条(第1～5号)、第20条(第1、3、8号)、第21条(第6号)、第22条(第1～6、8号)、第23条(第1号)、第25条(第1～3、6、7、12～16号)、第28条(第1～3、6～10号)、第31条(第1、3、5号)、第34条(第1、2号)、第35条(第3号)、第36条(第1、2号)、第37条(第1、3号)、第38条(第1～3号)、第40条(第1、2号)、第43条(第1～3、5、8～11号)、第44条(第1～5号)、第47条第1項(第2～7、10、11号)、第49条(第1、2号)、第50条(第2～5号)、第51条(第4、7、13号)、第54条(第1、3、4号)、第55条(第1、3、4号)、第58条(第1、2号)、第59条(第1号)</p>	<p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第7号及び別表第2            項番            1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85の            2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,119</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3</p>	事後	重要な変更にあたらない (法令改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条(第1～4、6号)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番27 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	重要な変更当たらない (文言修正)
平成30年1月9日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 秋山 欣也、収納課長 柿沼 浩一	税務課長 吉田 美生、収納課長 曲山 裕通	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表提出が義務付けられない
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	1.自治体コード～602.294条通知自治体名称	1.自治体コード～602.294条通知自治体名称 (下記の項目を追加) 603株式譲渡一般分所得額、604寄附金控除特例分、605市町村申告特例控除額、606都道府県申告特例控除額、607繰越損失特定中小株式損失分、6081年繰越損失特定中小株式損失、6092年繰越損失特定中小株式損失、6103年繰越損失特定中小株式損失	事後	重要な変更当たらない (記録される項目の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項の有無	[ 委託する ] ( 4)件	[ 委託する ] ( 5)件	事前	委託事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更による取扱者数増)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更による取扱者数減)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	日本情報産業株式会社	システムズ・デザイン株式会社	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	特別区民税・都民税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入封緘委託	特別徴収税額通知書印刷・印字・封入封緘委託	事後	重要な変更にあたらない (委託内容の一部見直しによる文言修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	各種帳票作成、封入封緘、発送業務。	特別徴収税額通知書印刷・印字・封入封緘	事後	重要な変更にあたらない (委託内容の一部見直しによる文言修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	課税資料作成補助及び課税資料データ入力に係る人材派遣委託	事前	新規追加
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	—	課税資料作成補助及び課税資料データ入力	事前	新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	新規追加
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	—	キャリアリンク株式会社	事前	新規追加
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④再委託の有無	—	再委託しない	事前	新規追加
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている ( 39 )件	[○]提供を行っている ( 57 )件	事後	重要な変更にあたらない (法令改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	都道府県知事 番号法第19条第7号 別表第2の23項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	重要な変更当たらない (主務省令に「道府県民税」・「市町村民税」の情報を含まないため削除)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	厚生労働大臣又は共済組合等 番号法第19条第7号 別表第2の29項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	重要な変更当たらない (主務省令に「道府県民税」・「市町村民税」の情報を含まないため削除)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	市町村長 番号法第19条第7号 別表第2の61項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	重要な変更当たらない (主務省令に「道府県民税」・「市町村民税」の情報を含まないため削除)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ① 法令上の根拠 (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	市町村長 番号法第19条第7号 別表第2の62項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (主務省令に「道府県民税」・「市町村民税」の情報を含まないため削除)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ① 法令上の根拠 (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	厚生労働大臣又は都道府県知事 番号法第19条第7号 別表第2の71項 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (主務省令に「道府県民税」・「市町村民税」の情報を含まないため削除)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ① 法令上の根拠 (別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第7号 別表第2の85の2項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない (法令改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 (別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会 番号法第19条第7号 別表第2の115項 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	重要な変更当たらない (主務省令に「道府県民税」・「市町村民税」の情報を含まないため削除)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報	番号法第19条第7号別表第2で規定された地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更当たらない (文言修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	本区で特別区民税・都民税を課税されている対象者	特別区民税・都民税の課税権を本区が有する者と被扶養者	事後	重要な変更当たらない (文言修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 地方税法第317条	番号法第19条第9号 地方税法第317条	事後	重要な変更当たらない (法令改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 地方税法第317条の2 地方税法第45条の2	番号法第19条第9号 地方税法第317条の2 地方税法第45条の2	事後	重要な変更当たらない (法令改正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更当たらない (法令改正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7	—	東京都台東区教育委員会	事後	重要な変更当たらない (提供先の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	—	番号法第19条第10号、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (提供先の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ②提供先における用途	—	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	重要な変更にあたらない (提供先の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	—	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報	事後	重要な変更にあたらない (提供先の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ④提供する情報の対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にあたらない (提供先の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	特別区民税・都民税の課税対象者及び税額等情報	事後	重要な変更にあたらない (提供先の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ⑥提供方法	—	[○] その他(庁内連携システム)	事後	重要な変更当たらない (提供先の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ⑦時期・頻度	—	照会を受けた都度	事後	重要な変更当たらない (提供先の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	子育て支援課	子育て・若者支援課	事後	重要な変更当たらない (課名変更)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務	・児童福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	重要な変更当たらない (文言修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更当たらない (誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 特別区民税・都民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第9条第2項、 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない (誤記修正)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	1.自治体コード～89.免許証条件等	1.自治体コード～89.免許証条件等 (下記の項目を追加) 90.税率特例、91.軽自動車用用途、92.自家用事業用別、93.H27燃費基準達成車情報コード、94.H32燃費基準達成車情報コード、95.重課判定情報、96.軽課判定情報	事後	重要な変更にあたらない (記録される項目の追加)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	1件	事後	重要な変更にあたらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更による取扱者数増)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	申告書情報の入力業務	(削除)	事後	重要な変更当たらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	税申告書記載の納税義務者、車両情報等のシステムへの入力	(削除)	事後	重要な変更当たらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	10人未満	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 KDS	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	再委託しない	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	納税通知書等の印刷、印字業務	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	納税通知書等の印刷、プログラム作成後に印字を行う	(削除)	事後	重要な変更当たらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人未満	(削除)	事後	重要な変更当たらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	富士ビジネス・サービス 株式会社	(削除)	事後	重要な変更当たらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無	再委託しない	(削除)	事後	重要な変更当たらない (当初予定と異なり、委託内容に特定個人情報ファイルの取扱いを含まなかったため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更による取扱者数増)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社日立製作所	株式会社日立システムズ	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社秋田情報センター	北日本コンピューターサービス株式会社	事後	重要な変更当たらない (社名変更)
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社KDS	株式会社アイヴィジット	事後	重要な変更当たらない (委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社KDS	株式会社アイヴィジット	事後	重要な変更に当たらない (委託先の変更)
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[ 委託する ] ( 3)件	[ 委託する ] ( 4)件	事前	委託事項の追加
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	滞納整理指導員派遣委託	事前	新規追加
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	職員への助言、指導事務、滞納整理事務補助等	事前	新規追加
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	10人未満	事前	新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	公益財団法人 東京税務協会	事前	新規追加
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)滞納整理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	再委託しない	事前	新規追加